

農山漁村男女共同参画推進協議会について

「農山漁村男女共同参画推進協議会」の取組内容は以下のとおりである。

「農山漁村男女共同参画推進協議会」は、農山漁村女性の社会参画及び経営参画を推進し男女共同参画社会の実現に資するため、意識啓発、資質向上、普及促進、調査研究、情報収集・提供を行うことを目的に、平成22年2月設立された。

農山漁村男女共同参画推進協議会として、平成22年度農業・農村男女共同参画推進事業に取り組み、農山漁村女性の経営参画、社会参画の推進、起業活動支援、農山漁村女性の社会的活動及び経済的活動に関する国際交流の促進のための事業を行う。

1 農業・農村男女共同参画推進事業(農林水産省)

女性農業者の社会・経営参画を一層促進するため、①女性の社会参画を加速化するための地域レベルでの研修会の開催や国際会議等での情報発信、②起業活動の高度化支援のための実証活動や女性の働き方に関する実態調査、③女性農業者の能力向上を目的とした全国研修会や農村の男女共同参画の調査・優良事例の普及等の活動を実施する。

(1)社会参画加速普及推進事業

農業委員やJA役員等地域の意思決定の場への女性農業者の参画が遅れている地域において、女性農業者や地域の関係組織を対象とした研修会等の開催し、地域における女性の参画に対する気運の醸成及び女性自身の能力向上を図ることを目的として行う。

(2)国際会議等における農村女性の取組発信事業

APEC食料安全保障担当大臣会合等において、我が国の女性農業者の活躍をパネル展示や実演等を通じて国内外にアピールすることにより、女性農業者に対する評価を高め、女性の経営・社会参画に資することを目的として実施する。

(3)農村女性子育て等支援事業

商工業や集落営農等他産業と連携した農村女性による起業活動の高度化を推進することを目的として女性起業の発展手法を明らかにし、普及マニュアルの作成、全国研修会等を行う。

農村女性の仕事と子育ての両立が図られる雇用環境づくりの推進を目的とし、女性の雇用が増加傾向にある農業法人等における女性の働き方の実態等に関する調査・分析を行い、課題を明らかにした調査結果報告書を作成し、子育て期の女性が働きやすい環境について広く普及・啓発を行う。

(4)女性農業者の資質向上全国研究会事業

女性農業者の能力向上や農山漁村の男女共同参画に関する気運醸成のための全国研修会の開催とともに、農村地域の女性及び高齢者等が行っている優良な事例に対する表彰を行う。

(5)農村男女共同参画調査事業

① 家族経営協定の普及促進に関する調査

農業経営の改善に資する家族経営協定の活用に関する事例調査を行い、これを通じた分析と普及を行う。

② 諸外国における農村女性支援関係調査・分析

アジア地域等、数カ所の諸外国において、政府及び民間組織が行っている農村女性支援の実態について聞き取り、配票調査などを行い、今後の我が国の農村女性支援の充実に資する。

事業実施体制

応募事業名 女性・高齢者等活動支援事業のうち農業・農村男女共同参画推進事業

以下の実施体制により事業を実施する

事業実施主体：農山漁村男女共同参画推進協議会
 (事務局：社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会)
 (【略称】女性・生活協会)

企画運営委員会(事業全体の企画検討、事業推進、成果の啓発・普及の方策等)
 6団体代表、学識経験者で構成 (事務局：女性・生活協会)

社会参画部会	国際部会	2. 農村女性子育て支援事業 (担当：女性・生活協会)	3. 女性農業者の資質向上 全国研究会事業 (担当：女性・生活協会)
1. 取組方針の検討 2. 重点活動地域の検討 3. 取組体制の整備、活動の進捗状況の把握調整、進捗状況の点検修正管理 4. ブロックセミナーの企画 5. 取組のとりまとめ (事務局：女性・生活協会)	1. 取組方針の検討 2. APEC大臣会合への取組内容の決定、準備 3. 取組体制の整備進捗状況の把握、調整進捗状況の点検修正管理 4. 取組のとりまとめ (事務局：女性・生活協会)	(1)モデル地区による実証 (東北ブロック、近畿ブロック、九州ブロック) (2)普及マニュアルの作成 (3)女性の働き方に関する実態調査・分析 調査協力機関：日本農業法人協会 (4)全国研修会 ((1)～(4)普及推進担当：全国農業改良普及支援協会)	(1)全国研究会の開催 福島県内(担当：全国女性農業経営者会議) 滋賀県内(担当：全国生活研究グループ連絡協議会) (共に10月) 東京都内(11月、3月) (2)女性・高齢者等の優良事例の調査・収集及び表彰 ・審査委員会 ・優良事例の選定・審査、現地調査、表彰 ・優良事例等の作成

1. 社会参画加速化事業

(1)社会参画加速化普及推進事業 ①全体調整(担当：女性・生活協会) ②重点活動地域での取組 ・JA役員関係担当：JA女性部(北海道、埼玉、千葉) ・農業委員関係担当：全国農業会議所(北海道、広島、鹿児島) ・農業委員関係担当：女性・生活協会(鹿児島)	(2)国際会議等における農村女性の取組発信事業 APEC大臣会合展示ブースを活用した取組発信 ①パネル展示、ビデオ放映に係る企画、作成、翻訳等 ②農村女性起業家の加工品の紹介(①～②担当：女性・生活協会) ③新潟の農村女性活動紹介、試食JA女性部による農産物紹介(担当：JA女性部)
---	---

(注) ①事務局とは農山漁村男女共同参画推進協議会全体に係る事務局機能を果たす部署であり女性・生活協会が担当する。
 ②担当とは該当する項目を主担当する組織であり、6団体は連携・補完し効果を上げるものとする。

事業実施体制

応募事業名 女性・高齢者等活動支援事業のうち農業・農村男女共同参画調査事業

以下の実施体制により事業を実施する

事業実施主体：農山漁村男女共同参画推進協議会
 (事務局：社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会)
 (【略称】女性・生活協会)

企画運営委員会(事業全体の企画検討、事業推進、成果の啓発・普及の方策等)
 6団体代表、学識経験者で構成 (事務局：女性・生活協会)

1 家族経営協定普及促進調査関係事業	
<p style="text-align: center;">(1) 家族経営協定普及促進関係調査・分析 (担当：全国農業会議所)</p>	<p style="text-align: center;">(2) 諸外国における農村女性支援関係調査・分析 (担当：女性・生活協会)</p>
<p>① 調査・分析委員会の開催 ② 調査の実施 ③ 全国シンポジウムの開催 ④ 報告書の作成 (普及推進担当：全国農業改良普及支援協会)</p>	<p>① 調査・分析検討委員会の開催 ② 調査の実施 (対象国) 日本、オーストラリア、台湾、韓国、ドイツ近隣諸国、中南米諸国、フィジー、フィリピン、インド等、アフリカ諸国 (手法) 文献調査、ヒアリング、アンケート、APEC等国際会議の機会を活用したアンケート、ヒアリング ③ 報告書の作成 (普及推進担当：全国農業改良普及支援協会)</p>

(注) ① 農業・農村男女共同参画調査事業は単独で企画運営委員会を設置しないが、農業・農村男女共同参画推進事業の中に含めて推進方向を検討する。
 ② 家族経営協定普及促進関係調査・分析は社会参画、経営参画をしていく中で必要となる有効な手段であるため「社会参画加速化普及推進事業」の中に含めて検討する。
 ③ 諸外国における農村女性支援関係調査・分析はAPECなどの国際会議の機会を活用し、情報収集することから、「国際会議等における農村女性の取組発信事業」の中に含めて検討する。